

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 文化観光課
委託業務番号	令和5年度 長文城第36号
委託業務名称	博物館・資料館学芸支援業務委託
委託業務場所	長浜市公園町10番10号 長浜城歴史博物館
業務の概要	市内直営博物館・資料館において、中世から近世にかけての古文書・歴史資料の専門分野にかかる学芸業務を支援する。 ①文化財調査(古文書調査等) ②原稿執筆 ③展示支援 ④講演会講師
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	556,875円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市国友町841-1 [商号又は名称] 淡海歴史文化研究所 所長 太田浩司
契約相手方の選定理由	太田浩司氏は、長浜市の歴史・文化に精通し、長浜城歴史博物館において長年、学芸業務の第一線で活躍してきた人物である。とりわけ中世・戦国時代に造詣が深く、古文書の調査・読解に長けていることから、戦国時代をメインテーマとする長浜城歴史博物館をはじめ、直営博物館・資料館の学芸支援業務にとっては最適な人材であり、他に代わる者がいない。あわせて、市民に好評を博している講演会や執筆等についても、安価で引き受けて貰えるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>